

カマタマーレ後援会 会則

(名称)

第1条 この会は、カマタマーレ後援会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所を（株）カマタマーレ讃岐内（高松市西春日町1059番地13）に置く。

(目的)

第3条 本会は、カマタマーレ讃岐に対し経済的な支援をするとともに、スポーツを振興し、青少年の健全育成と地域の活性化に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) カマタマーレ讃岐を物心両面で支援する事業
- (2) カマタマーレ讃岐の活動の広報・宣伝事業
- (3) 会員相互の親睦を図る事業
- (4) 前2号に掲げるもののほか、本会の設置目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 本会の会員は、本会の設置目的に賛同する法人または団体とする。

(入会及び脱会)

第6条 入会及び脱会は、次の各号によるものとする。

- (1) 所定の会費を納入することにより会員となる。
- (2) 本人が意思表示をすることにより脱会することができる。
- (3) 会費を滞納した者または本会の名誉を毀損した者は、役員会の議決により除名することができる。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 理事 若干名
 - (4) 監事 2名
- 2 役員任期は2年とし、再任することができる。
 - 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 会長及び監事は、役員会において選出する。
 - 5 副会長は、会長の指名により選任する。

(役員の仕事)

第8条 本会の役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代理する。
- (3) 理事は、会務を企画し、運営にあたる。
- (4) 監事は、会計事務の執行を監査する。

(名誉顧問及び顧問)

第9条 会長の委嘱により、本会に名誉顧問及び顧問を置くことができる。

2 名誉顧問及び顧問は、必要に応じ役員会に出席し、意見を述べるすることができる。

(地区後援幹事会の設置)

第10条 本会は、市町及びその他の単位で地区後援幹事会を設けることができる。

2 地区後援幹事会の会員は、本会の会員でなければならない。

3 地区後援幹事会の役員は、地区後援幹事会の会員から幹事長1名、副幹事長若干名・顧問若干名を選出するものとし、地区後援幹事会の幹事長は本会理事となる。

(会議)

第11条 本会の会議は、理事総会および役員会とする。

2 理事総会は年1回会長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 本会事業計画の決定および事業報告の承認
- (2) 本会会計に関する予算の決定および決算の承認
- (3) 本会の会長・監事を選出
- (4) 会則の変更

3 臨時理事総会は、必要に応じて会長が招集する。

4 理事総会および役員会の議長は会長がつとめる。

5 役員会は、年1回定期または臨時に開催し、事業計画・予算および決算その他重要な事項を議決する。

6 役員会は、役員の2分の1以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

7 役員会の議事は、出席役員の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

8 役員の3分の1以上から請求があったときは、会長は、役員会を開催しなければならない。

(会計)

第12条 本会の会計年度は、毎年2月1日に始まり、1月31日に終わる。

(細則)

第13条 本会の施行に関して必要な事項は別に細則で定める。なお、細則は、役員会において決定する。

附則

- 1 この会則は2007年5月10日から施行する。
- 2 この会則は2008年10月1日から施行する。
- 3 この会則は2011年2月1日から施行する。
- 4 この会則は2011年4月18日から施行する。
- 5 この会則は2011年10月17日から施行する。
- 6 この会則は2016年12月22日から施行する。

カマタマーレ後援会 細則

(会費)

第1条 会費は、次のとおりとする。

- (1) 法人会員／年額 1口 3万円
- (2) 特別会員／年額 1口 10万円
- (3) プレミアム会員／年額 1口 20万円

2 複数口の会費納入を妨げない。

3 脱会時の会費の返還は行わない。この会は、カマタマーレ後援会（以下「本会」という。）と称する。

(特典)

第2条 会員の特典は、役員会において決定する。

(会員の有効期限)

第3条 会員の有効期限は、会費納入日から1月31日までとする。

2 9月1日以降に入会の場合、初年度に限り、会員資格は次年度の1月末まで有効とする。

附則

- 1 この細則は2011年10月17日から施行する。
- 2 この細則は2016年12月22日から施行する。
- 3 この細則は2017年12月20日から施行する。